

公益財団法人日本ソフトボール協会 役員等の候補者選考・推薦に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第5章に定める評議員及び定款第7章に定める役員（以下合わせて「役員等」という。）の候補者（以下「役員等候補者」という。）を推薦するために必要な事項について定める。

2 役員等候補者の推薦にあたっては、その構成等において、適切な組織運営を確保するため、多様性の確保を図ることとする。なお、外部・性別などの「多様性」および多様性の確保の方法、役員等候補者の推薦手続などについては、以下に定めるもののほか、役員等の候補者選考・推薦に関する規則（以下「規則」という。）によって別に定める。

第2条（評議員候補者の推薦）

評議員候補者は、定款第16条第4項により、次のとおり、推薦される。

（1）評議員会は、次条の規定により推薦される評議員候補者となり得る者（以下「評議員候補被推薦者」という。）を規則に定める選考基準によって選考し、評議員候補被推薦者ごとの決議によって、評議員候補者として、評議員選定委員会に推薦する。

（2）理事会は、第4条の規定により推薦される評議員候補被推薦者を、規則に定める選考基準によって選考し、評議員候補被推薦者ごとの決議によって、評議員候補者として、評議員選定委員会に推薦する。ただし、総員5名以内とする。

第3条（評議員会による評議員候補被推薦者の推薦依頼）

評議員会は、次の各号の団体に対し、評議員候補被推薦者について各号に定める人数を推薦することを要請することができる。要請を受けた団体は、要請に応じて、評議員候補被推薦者を、規則にしたがって、評議員会に対して推薦することができる。

- （1）都道府県ソフトボール協会から各1名（総員47名）。
- （2）全日本大学ソフトボール連盟から総員1名
- （3）全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部から総員1名
- （4）日本中学校体育連盟ソフトボール競技部から総員1名

第4条（理事会による評議員候補被推薦者の推薦）

理事会は、定款第25条の会長及び業務執行理事（以下「業務執行理事等」という。）により、有識者について総員5名以内の評議員候補被推薦者を、規則にしたがって、理事会に対して推薦することとする。

2 この規程における「有識者」については、規則によって別に定める。

第5条（役員候補者の推薦）

理事会は、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」といい、同委員会の構成員を「選考委員」という。）が、第7条、第8条、第9条及び第10条により選考のうえ推薦した役員候補被推薦者（定款第7章に定める役員となり得る者をいう。以下同様とする。）を、役員候補被推薦者ごとの決議によって、役員候補者として、評議員会に推薦する。

第6条（選考委員会の構成）

選考委員会の構成は、重任されないことが明らかな理事委員1名（該当者がいない場合は、自らを理事候補者として決定する議決には参加しないことを条件に、外部理事1名）、役員等又はこの法人の使用人のいずれにも該当しない有識者委員2名（うち1名は、有識者互選で選考委員会委員長とする。）、評議員委員1名、重任されないことが明らかな監事委員1名（該当者がいない場合は、自らを監事候補者として決定する議決には参加しないことを条件に、監事1名）、定款第43条の事務局員委員1名（原則事務局長1名とし、事務局長が理事兼任の場合は、事務局員1名とする。）とし、選考委員は、理事会の決議により選任する。なお、理事委員、評議員委員、監事委員、事務局員委員及び有識者委員については、それぞれ理事、評議員、監事、事務局員ではなくなった場合及び有識者委員が役員等又はこの法人の使用人のいずれかに該当するようになった場合は、当然に、選考委員の地位を失うものとする。

2 選考委員が次のいずれかに該当するときは、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事会の決議によって解任することができる。なお、理事会は、議決前に当該選考委員以外の選考委員の意見を徴するものとする。また、当該選考委員にあらかじめ通知するとともに、理事会において議決する前に、当該選考委員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 選考委員会の事務局員委員は、選考委員会の委員としての業務については、全ての理事からの指揮命令を受けないものとする。また、当該指揮命令への違反について不利益処分を受けることはないものとする。

第7条（地区・団体による理事候補被推薦者の推薦）

理事会は、第1号の地区と第2号の団体に対し、選考委員会が選考する理事となり得る者（以下「理事候補被推薦者」という。）を推薦することを要請することができる。要請を受けた地区・団体は、要請に応じて、理事候補被推薦者を、規則にしたがって、選考委員会に対して推薦することができる。

(1) 北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の9地区から各1名（総員9名）

(2) 全日本大学ソフトボール連盟、全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部から各1名（総員2名）

第8条（理事会による理事候補被推薦者の推薦）

理事会は、業務執行理事等により、有識者について総員10名以内で、理事候補被推薦者として、規則にしたがって、選考委員会に対して推薦する。

2 理事会は、業務執行理事等により、定款第25条第1項第1号の員数から前条及び前項に基づき推薦した員数を除いた員数以内で、特に必要とする者を理事候補被推薦者として、規則にしたがって、選考委員会に対して推薦する。

第9条（監事候補被推薦者の推薦）

理事会は、業務執行理事等により、総員3名以内で、選考委員会が選考する監事となり得る者（以下「監事候補被推薦者」という。）を、規則にしたがって、選考委員会に対して推薦する。

2 選考委員会が監事候補被推薦者を理事会に推薦する場合、現職の監事（監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

第10条（役員を選考基準）

知識・経験・能力・重任の場合の実績等の選考委員会における役員を選考基準については、規則によって別に定める。

第11条（選考委員会の運営等）

選考委員会の招集は、委員長が招集する。委員長は、書面による通知の発出に代えて、選考委員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。なお、選考委員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく、選考委員会を開催することができる。

2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 開催された選考委員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使は認めない。また、理事及び監事候補者の選考の議決は、候補者ごとに行わなければならない。

4 選考委員が、選考委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、選考委員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の選考委員会の決議があったものとみなす。

5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。なお、選考委員に欠員が生じた場合には、理事会は、速やかに理事委員は理事から、有識者委員は有識者から、評議員委員は評議員から、監事委員は監事から、事務局員委員は事務局員から、第6条の定める要件により、これを補充するものとする。ただし、補充された選考委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

6 選考委員は、選考委員であることをもっては、無報酬とする。ただし、第6条第1項の有識者委員には、評議員会の決議によって別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、選考委員（事務局員委員を除く。）には、その職務を遂行するために必要に応じて支出する旅費等の費用（WEB 会議等のための機器及び通信にかかる費用を含まない。）を支払うことができる。

第12条（名誉会長、顧問、参与）

名誉会長、顧問、参与の候補者は、定款第32条によって、理事会決議を経て、評議員会決議により会長に推薦する。

第13条（年齢制限等）

理事について、以下の年齢制限等を設ける。

（1）年齢制限

理事について、就任日に満75歳に到達していた場合は、新任・重任しない。ただし、外部理事については、年齢制限をもって新任・重任を妨げない。

（2）年数制限

理事重任で、理事任期末日（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時の属する日）に最初の就任日から10年（連続していない場合も、理事在任期間を通算するが、連続して2期以上の理事不在任期間の経過がある場合には、その後の理事就任日を最初の就任日とする。）に到達していた場合は、重任しない。ただし、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア)又はイ)のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期に限る。）することを妨げない。

ア)当該理事が国際競技大会又は国際競技団体の役員である場合

イ)当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合。なお、評価については、規則によって別に定める。

第14条（国際担当の参事（Counsellor））

理事が、前条第2号ア）に該当するにもかかわらず重任されなかった場合、同理事は、理事任期終了日の翌日から当然に、国際担当の参事（英文では、Counsellor と表記する。次条において同じ。）に任ぜられ、この法人は、同参事をア）の役員に推薦することができるものとする。同参事が、国際競技大会又は国際競技団体の役員を退任（辞任を含む。以下同様とする。）した場合には、退任した日が属する事業年度に関する定時評議員会の終結の時の属する日を参事任期末日とする。

2 前項の参事は、国際競技大会又は国際競技団体の役員としての活動報告を理事会に行い、この法人の国際活動について、提言・援助するものとする。

3 参事は、無報酬とする。ただし、参事には、この法人の個別の事業活動（国内も含む。）に参加するために必要に応じて支出する旅費等の費用（WEB 会議等のための機器及び通信にかかる費用を含まない。）を、この法人の理事の規定に準じて、支払うことができる。

第15条（中長期基本計画担当の参事）

理事が、当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が、この法人に必要・不可欠であるにもかかわらず重任されなかった場合、同理事は、理事会の決議により、理事任期終了日の翌日以降参事に任ぜられる。理事会の決議が理事任期終了日以前の場合は、理事任期終了日の翌日から当然に、参事に任ぜられる。この法人は、同参事をこの法人の中長期基本計画等の策定から実施、目標実現までの管理を行うための、理事会決議により組成されたプロジェクトに参加させることとする。なお、同参事の任期は、次の各号に該当した場合に、直ちに終了する。

（1）同参事が、理事会の決議によるプロジェクトの組成変更に伴い解任される等、理事会決議により解任された場合

（2）同参事が、参事を辞任した場合

2 前項の参事は、プロジェクト統括理事を補佐し、プロジェクト内外で、プロジェクトによる中長期基本計画等の策定、実行計画の策定・実施等目標実現のために活動する。活動報告は、プロジェクト統括理事より、中長期基本計画等の策定、実現の PDCA サイクルの状況として理事会に報告される。

3 参事は、無報酬とする。ただし、参事には、この法人の個別の事業活動に参加するために必要に応じて支出する旅費等の費用（WEB 会議等のための機器及び通信にかかる費用を含まない。）を、この法人の理事の規定に準じて、支払うことができる。

第16条（欠格事由の審査）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第173条第1項で

準用される法人法第 65 条第 1 項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号の事由（以下「欠格事由」という。）のいずれかに該当する者は、この法人の役員等となることはできない。

2 役員等の候補者及び候補被推薦者についての欠格事由の審査については、規則によって別に定める。

第 17 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。なお、評議員会については、評議員に係る部分に限る。ただし、方針規程等管理規程第 8 条による改正はこの限りでない。

附則

第 1 条この規程は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

第 2 条この規程による最初の役員候補者選考委員会の選考委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。

第 3 条この規程の施行により、公益財団法人日本ソフトボール協会役員等選任規程は、廃止する。